

感染防止対策を徹底しているお店や施設を利用しよう



感染防止対策の徹底×対策の見える化

感染防止宣言ステッカー



福岡県からの お知らせです



福岡県
FUKUOKA Prefecture



県民の皆さまへ

業種別の感染拡大防止ガイドラインを遵守している店舗・施設を選び、感染症から自分の身を守りましょう



事業者の皆様へ

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を入口など目立つ場所に掲示し、安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう



ステッカーの 申請はこちら

福岡県庁 ステッカー

search

<問い合わせ先>

福岡県新型コロナウイルス感染症
一般相談窓口
電話番号：0570-783-019
対応時間：平日9時～20時まで



○取得方法

- (1) 県ホームページ（※）に掲載している申請フォームをクリックして申請前申請をします。
- (2) 県からメールが届くので、メール内容をご確認の上、メール内のURLから本申請の手続きをします。
- (3) 本申請の必須項目を入力し、回答を完了させます。
- (4) 県からメールが届くので、メール内のURLから「感染防止宣言ステッカー」を取得します。
- (5) 店舗・施設の入口など、目立つ場所に掲示してください。

「感染防止宣言ステッカー」を取得するには、事業者が実施すべき感染防止対策をすべて実施していただく必要があります。

○主な注意事項

- (1) 「感染防止宣言ステッカー」利用事業者に対し、福岡県又は、その指示を受けた者が店舗・施設を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく場合があります。
- (2) 申請内容が虚偽であった場合やその他福岡県が不適切と判断した場合には、発行したステッカーの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

(※)申請フォームは以下URLに掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html>

